

令和2年 第4回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和2年4月10日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第4回会議議事録

- 1 開催日時 令和2年4月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター多目的ホール
- 3 出席委員 18名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男
13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
- 4 欠席委員 1名
19番委員 高 橋 久 美 子
- 5 議事録署名委員
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴 木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 競売農地の買受適格証明願申請について
議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第23号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第24号 農用地利用配分計画案に関する意見について
議案第25号 農地に該当しないことの証明願について
議案第26号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定について
- 協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)制限除外の農地等異動通知書について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に7番今井育男委員・8番吉野拓夫委員を指名し議事に入る。

 続きまして、議事に移ります。

 まず最初に、議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページをお開きください。

 議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について。

 次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求め。

 別紙記入事件5件です。

 次のページをお開きください。

 ◇（議案書・順次、朗読説明）

 以上、よろしくをお願いします。

議 長 事務局から説明をいただきました。

 それでは、1番の〇につきまして高橋委員に調査をお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 4番、〇担当の高橋公利です。パネルが見にくいので、座ったまま失礼いたします。

 4月3日に現地調査並びに譲受人にお会いして話を伺いました。画面を見ていただきたいんですが、左側は〇〇ですが、右上の今、矢印があるところですね、こちらです。二方を林に囲まれていまして、このあたり全部がコンニャクの周りに枝豆を栽培しているという場所です。

 譲受人は、本来、この方は92歳で高齢なんですが、その息子さんが〇〇自動車でお孫さんはもう既にお二人入られていまして、〇〇さんという方が65歳で子供たちに譲りまして、彼がそこをそばをつくりたいと、そういうことだそうです。

 場所は、その他全て1から4の条件を満たしていると思われまして。

 皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

 ただいま調査結果の説明をいただきました。この件に関しましてご質問、ご意見等ありましたら、挙手の上お願いいたします。

 特にございませんか。

 （「なし」の声）

 なければ、申請のとおり許可することに差し支えないですか。

 （「異議なし」の声）

 では、申請どおり許可することに決定いたします。

 続きまして、2番と3番は関連があるみたいなので、一括で7番の農業委員に調査をお願いしてございますので、続けて報告をお願いします。

7番委員

7番今井育男です。

5日に現地調査に行っただけですけれども、〇〇の東方向に約300mぐらいのところになるんですけれども、その下になるわけなんですけれども、その道路が通っているところなんですけれども、〇線という道路の〇線この譲受人の〇〇さんなんですけれども、この方は、この前、そのところは5条で出たんですね。そのところはお世話になったんですけれども、そのまま近辺ですね、場所的にはね。そして〇〇さんの今いるところというのは、これはここにも書いてあるんですけども役員療養所となっては、役員であるんですけれども、この人は〇〇に別荘をもっているという話なんですけれども、5日の日に行ったときに話をしたら、〇〇さんとも〇〇で月に1回は大体泊っているんですけれども、そのときに〇〇さんとも会っていますなんて言われたので、そんなに前から〇〇にいた人なんですけれども、その方が今回、新規参入ということでお世話になるということなんですけれども、その人は、〇〇さんは、今年いっぱい会社のほうを退職して辞めるということなので、それに当たって、今現在でも180日くらいはそこへ来ているんだという話でありました。その中で、その近隣で、今現在、土地を借りて梅を作っているところもあるんですね。そんな形で、この間私も行ってきたときに、この中に営農指導計画の中に担当者から関係機関ということで〇〇さんなんですけれども、その方に話を聞いてきましたら、自分でも草刈り機を1台借りたんだということで、今年はまだ草が生えていないんですけれども、もう草刈機で畑を草刈りしあるいていたという話でいたんですけれども、そのぐらいたる気がある方だと私は判断しました。そんな方ですね。

それで、出荷場所なんですけれども、この出荷場所につきましては、〇〇ですね、有限会社〇〇ですか、そういった会社なんですけれども、その会社のものだと思うんですけれども、娘さんと友達だということで、娘さんも梅を利用して入社から友だちになったんですということなので、その人の友達のところへ出荷しているという話でした。着実に農業をやっているなという形で見受けられました。

また、現地、5日に行ったときには、もう桑がすごく太くなって長くなっていたんですね。そういう木も片づけてあり、こさも刈ってあってというような形で、近隣の関係者に聞いたんですけれども、〇〇さんという方は、何回聞いても会うことはできなかつたんですけれども、その人の土地も荒れていたりするので別に関係ないかなと思っております。

そして、譲渡人の〇〇さんも自分の代で絶えてしまうということで、農業はできないということで、譲り渡すことにしましたという話でした。

3番の〇〇さんです。その方も同じようにおやじさんが亡くなって、息子さんとおふくろさんで生活しているわけなんですけれども、もう相続はできないということで譲り渡すことにしたという話でありました。また、近隣の関係につきましても、この人も別に問題ないと思われます。

そういったところでご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

2番、3番につきまして、今井委員のほうから報告いただいたわけですが、面的にも約3反歩ぐらいで新規参入者として特に問題ないかと思われませんが、

この件に関しまして質問、ご意見ある方は挙手の上、お願いいたします。
特にございませんか。

(「はい」の声)

なければ、申請のとおり許可することに決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、4番と5番、これも譲受人は同一でございますので、一括審議させていただきます。

12番の本多委員に調査結果の報告をお願いします。

12番委員

すみません、4月4日の日に本人に会って今後の意向を確認いたしました。既に、上の田んぼのところにハウスを建てていちご栽培をやっていました。いちご栽培をしています。その続きのですね下の田んぼ3枚ですかね、借りてまたいちご栽培をしたいというような意向でございました。もう既にいちごを栽培して、加工等もしながら1年間、いちご栽培で食べているというようなことのようにございます。

私が確認したところでは、耕作の関係も問題ないだろうと。それから、面積も4反歩以上既にやっているというようなことですので、面積上も問題ないだろうというような形でございます。

それから、周辺農地等の関係なんですけれども、もう既に上の田んぼでハウスを作って栽培していますけれども、特にこれで営業上周りも営農に影響を及ぼしているというようなことはないと思われましたので、その下の段も、またいちご栽培をしても、特に支障は起こらないかなというように思っています。

そんなことで、よく協議していただいて、お願いできればと思うんですけれども、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

既にいちご栽培をされて、規模拡大という申請と理解しております。

この件に関しまして質問、ご意見等ありましたらお願いします。

ありませんか。

(「はい」の声)

なければ、申請のとおり許可することに決定させていただきます。よろしくをお願いします。

続きまして、議案第19号競売農地の買受適格証明願申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

そうしましたら、次の議案なんですけど、買受適格証明、ちょっと聞き慣れない言葉なので、少々ご説明させていただきます。

農地等の競売において、落札した者が農地法上不適格等で許可等を得られないといった事態を避けるために、競売に参加しようとする前に農地法上の買受適格証明願というのを提出させていただいております。

今回、担当委員さんをお願いする調査においても、内容は3条と5条といった調査内容の観点で審議をしていただければというふうに思います。

そうしましたら、4ページをお開きください。

議案第19号競売農地の買受適格証明願申請について。

次のとおり競売農地の買受適格証明願申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

なお、当該願出人が最高価・競落人となり、許可申請書が提出された場合におきましては、本証明願の内容と事情が異なると会長が認めた場合を除きまして、許可して差し支えない旨の附帯決議事項をつけさせていただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わったんですけれども、この案件は、15番の原澤委員に調査お願いしていますので、説明をお願いいたします。

15番委員

15番の原澤です。

競売農地の買受適格証明願について調べてきました。

〇〇さんは、ここにも書いてあるんですけども〇〇の代表で耕作面積を多くやっております。ただ比較的是んなにやっていないと思うんですけども、ここに書いてあるとおり、競売に出されている方が身内になる方らしいので、どうしても買いたいということで。そこで自家用の野菜を作りたいということでありました。さっきも言ったように面積は十分ありますしこの場所は、地図見ちゃうとちょっと分かりづらいんですけども、道路と住宅の間にあるところで特にほかの人の農地ところではないので特に問題ないと思っております。その他はないと思っておりますので、審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

あまり例がない案件かと思うんですけどこの件に関しまして質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

どうぞ、10番。

10番委員

今、競売で農地が買えるということで農地の関係は百姓は競売に参加できない、この資格を有しないと裁判所は認めないということ。

事務局

そうですね、先ほど説明させていただいたように、今の時点では、この〇〇さんが競売で入札参加されて、落とすか落とさないかまだ決まっていないんですけども、落としたならば、買受の農地の資格というんですかね農地を取得する条件が整っているかどうか今の時点で、先に審議いただいているというような状況になります。それをもって証明を出すという形になります。これはあくまで証明願に関する処理であって、今の時点で許可証を出すというあれではないです。

10番委員

ということは、これは任意ということ？

事務局 あくまで条件ですね。入札に当たって事前に国税局のほうから農業委員会に照会がありまして、ここの農地農振に入っていて、これを取得するに当たって、そういった有資格者、いわゆる農業者でなければ参加できないというような意見を出させていたくんです。なので、国税局にすると、入札に参加するに当たって一つの条件として、買受適格証明を出しなさいという条件が出されているものです。なので、今回、〇〇さんが証明願といった申請が出されたということでございます。なので、結果がどうなるかは、ちょっと今分からないですけれども、もし〇〇さんが落札して、落札通知というのを持ってきていただければ、既に審議を今していただいた内容と相違がなければ、許可証を出させていただくというような流れになります。

10番委員 それはこの証明が先か、それとも入札して参加して資格が先か。なおかつ、持っていて、証明してくれということでも大丈夫なのか。

事務局 そうですね。〇〇さんが耕作の農地の用地として取得する前提での証明となりますので、これを農地以外にするという証明にはなりませんので。

10番委員 ちょっとそういった話があったので。

事務局 今、耕作しますよという目的のもとに、先ほど原澤章さんが調査していただいたように農地を耕作するという内容で申請なので、そういう部分で証明ということになるかと思えます。

議長 よろしいですか。

10番委員 はい。

議長 これは競売で落札した場合、改めて3条の申請は出てこないんですね。

事務局 そうですね、形式的には、ここに今回の証明願に添付書類として、3条の意志をつけていただいています。ですので、それをもって、内容に相違がないということを確認させていただいて、職権におきまして、許可証を提出させていただくような形になるかと思えます。ですので、相違があるということになれば、またちょっとお計かりするかもしれないですが、それがないということを確認させていただいて、許可証の交付というような形になるかと思えます。

議長 以上です。

議長 ありがとうございます。
そういうことですが、申請のとおり適格証明願を交付してよろしゅうございますか。
（「異議なし」の声）
ありがとうございます。では、そのとおり決定させていただきます。
続きまして、議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 そうしましたら、6ページをお開きください。
議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。
別紙記入事件1件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、よろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。
この件に関しましては、9番の星野委員に調査をお願いしてございますので、
調査結果の報告をお願いします。

9番委員 9番星野です。よろしくお願いします。
4月3日に現地確認と状況調査等を行ってまいりました。
場所のほうは、〇〇から〇線の昔の旧道の部分なんですけれども、高速の下
というんですか、南側の土地になります。その場所は昔、4年か昔になるか
と思うんですけれども、宅地は畑のあったところですが、火事で焼けて、今の現
在地にやっておるということのようです。
先代が野菜などを作っていたというところなんです、現在は何も作って
おりません。保全管理といいますか、草を刈っているということのようです。
今回、正式に入って菌床の栽培をしているんですけれども、長男夫婦が跡を
継ぎたいということで、こちらのほうに二世帯住宅を建てたいということの申
請でございます。
今の自宅なんです、雨漏りがして、なかなかすぐに困難だということで、
今回の申請に至ったようでございます。
南側は道路なんです、東側に〇〇さん宅がありますが、その進入路に申請
地があります。〇〇さんには説明して了解を得ているということでありますの
で、問題はないかと思えます。また、家を建てるに当たっての排水等も、そば
に公共の排水路がありますので、問題はないかと思えます。申請次第家は建て
たいということでもあります。
そのほかに懸念する事項としては見当たりませんでした。皆様、ご審議をよ
ろしくお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明いただいたとおりでございますが、この件に関しまして質問、
ご意見のある方は挙手の上、発言をお願いします。
特にございませんか。
（「なし」の声）
なければ、申請どおり許可することに決定させていただきたいと思いますが、
よろしゅうございますか。
（「異議なし」の声）
ありがとうございます。
そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

8ページをお開きください。

議案第21号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件3件です。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、申請番号1番の〇の件を1番の榊委員に審査をお願いしてまいります。調査結果のご報告をお願いいたします。

1番委員

1番の榊です。

これは先ほど事務局から説明いただきましたように、3月の会議のときに皆さんにご審議いただきました案件でございますが、事務局のほうからご指摘をいただきまして、再度、5条で出すということでもあります。

面積とか、それからその辺のことは変更はございませんけれども、再度皆様のご審議いただきたいと、大変申し訳ないと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

引き続きまして、3月に4条で申請した関係でございますが、この件に関しまして質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

なければ、3月に審査していただいたほとんど変わっていないようですので申請のとおり許可することに決定させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、2番、〇の件ですが、これについて3番内海博光委員より調査結果の報告をお願いします。

3番委員

3番、〇担当の内海です。

4月5日に内海美津江委員とともに現地を訪れました。申請者の〇〇さんから説明を受けて審査してまいりました。

現地は〇〇から〇〇へ向かう〇〇の信号の手前という場所になります。地目は田ということになってはいますが、現在は畑になっています。実は果樹が植わっております。目的は直売所、そして作業される方の休憩所、そして来る方の駐車場ということで、今のところ計画したわけです。

当初は、トラクターの出入りぐらいということで、土手をかきまわすぐらい

でした。はいれたけれども、消毒の機械を入れるので中に土を入れたいということで、農業用の土を入れたそうなんですけれども、土を入れているような状況下であります。

この方は数を増えして、意欲的に取り組んでいる方で、この全体の流れからすると始末書を出して申請という形になっているわけなんですけれども、ここでこうしたことを行うことで1、2、3、4につきまして、ほとんど問題なく地域の活性化にもなるということですので、今後こうしたこともいろいろなところで出てくるかと思いますので、それらも含めて審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

調査結果についてただいまご報告をいただいたとおりでございますが、この件に関しまして質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(「なし」の声)

特にないようですので、申請のとおり決定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、3番、〇の〇〇さんの件ですが、この件に関しましては、9番の星野榮一委員より調査結果の報告をお願いします。

9番委員

9番星野榮一です。

4月3日に現地確認を副会長さんで行いました。その結果、設定人は、〇〇さんの母親から主に聞いたんですけれども、現場は〇〇へ向かい、2手に分かれるんですけれども、そこを真っすぐ150mぐらいいったところの右側になります。

始末書でありましたように、保養所の裏側のところなんですけれども、昭和40年頃に株式会社〇〇が借り受けて建物を建てたということなんですけれども、平成3年ですか、被設定人の株式会社〇〇が買いつけたということなんですけれども、そのときに農地であるということが判明したということのようであります。そういうことで始末書のとおり50年以上それを知らずに使っていたということですので、始末書の添付ということになります。ほかは今と変わらないということですので、別にありません。

審査のほうをよろしく願いしたいと思えます。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございますが、この案件に関しまして質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、申請のとおり許可する決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

続きまして、議案第22号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてでございますが、事務局より説明をお願いします。

事務局 そうしましたら、10ページを御覧ください。
議案第22号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてです。
次のとおり農地法第5条の規定による許可後の契約変更申請があったので、意見の決定を求める。
次のページを御覧ください。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、よろしく申し上げます。

議長 事務局から説明が終わりました。
この件に関しまして、15番の原澤章委員に説明をお願いします。

15番委員 15番原澤です。
第5条の許可後の計画変更について調査しました。
転用目的は実現するかの項目にございますが、一応確認したと思うんですが、実際、何をしたか許可を得て農地から宅地という話だったものを平成11年に許可を農業委員会に出したわけですが、実際には行われなかったということでございます。3年たって調査して、やっていなかったら却下というような話を昔聞いたことがあるんですが、実際に何の調査もしなかったという農業委員会の落度であります。今回新しく計画された方に連絡をとったんですが、知らない人からの携帯電話で出ていただけなかったもので、行政書士の方が委任されてこちらの方に確認しましたが、確実にやりますよと。そのときに私も、これはちょっと言い方悪いんですが、これは土地ころがしになりますよと言ったらそのようなことはありませんとはっきり言いましたので、大丈夫だと思います。
確実に実行していただければ、別に問題ないと思います。
審査をお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、説明いただいたとおり、平成11年に既に許可済みの案件でございますが、改めて変更申請であります。〇〇さんから〇〇さんに譲渡という形でございます。
この件に関しまして質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
（「なし」の声）
なければ、計画変更承認申請について承認すると回答したいと思いますが、よろしゅうございますか。
（「異議なし」の声）
それでは、そのように決定させていただきます。
続きまして、議案第23号農用地利用集積計画に対する意見決定についてということで説明をお願いします。

事務局 12ページをお開きください。
議案第23号農用地利用集積計画に対する意見決定について。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利

用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件12件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年、11,369㎡。使用貸借の通年、989㎡。利用権存続期間は、3年、3,838㎡、5年、4,153㎡、10年、4,367㎡。

畑は、賃貸借の通年、7,119㎡。使用貸借の通年、3,636㎡。利用権存続期間は、3年、870㎡、5年、6,790㎡、10年、3,095㎡。

田と畑の合計は23,113㎡です。

貸し手は12戸、借り手は9戸でございます。

14、15ページに総括表がございますので、御覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

ここで申し訳ございません。前回の集積計画の訂正につきまして続けてご説明させていただきます。

次のページの16ページをお開きください。

みなかみ町告示第60号、農用地利用集積計画公告の訂正についてでございます。

令和2年3月10日付、みなかみ町告示17号で公告した農用地利用集積計画を下記のとおり訂正するとしまして、上の段が前回3月10日付の農用地利用集積計画の内容でございます。下の段が今回訂正をお願いする内容となっております。

訂正箇所は主に2か所ございまして、整理番号3におきましては、契約年数を5年から10年に、整理番号14におきましては、1筆表記でなく2筆表記に訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

また、このことで面積にも影響が出てしまいましたので、次のページ、17ページを御覧いただき、農用地利用集積計画概要の訂正をさせていただきます。

使用貸借の畑10年に面積730㎡を追加させていただくものでございます。

資料作成時の転記誤りでございます。大変申し訳ございませんでした。

今後、さらにチェック等でミスのないよう注意して取り組みます。訂正につきましては、何とぞご了承をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局から農用地利用集積計画の概要、それから3月分の利用集積訂正についての説明をいただきました。

このことに関しましてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声)

なければ、説明のとおり承認させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

説明のとおり決定させていただきます。

続きまして、議案第24号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

18ページをお開きください。

議案第24号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。

別紙記入事件2件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

このことに関しまして、15番、原澤章委員に調査結果の報告をお願いいたします。

15番委員

15番、原澤です。

今月の3日に行ってきました。これはいつものことなのですが、以前と同じで公社から確認をしたいということで、特別問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。2件ともそうです。

議長

ありがとうございます。

機構法に基づく案件ということで、特に問題ないというような調査結果の報告をいただきました。

この点に関しまして質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

特になければ、適当である旨回答したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第25号農地に該当しないことの証明願につきまして、事務局より説明を願います。

事務局

そうしましたら、20ページをお開きください。

議案第25号農地に該当しないことの証明願について。

「農地法の運用について」の規定に基づき証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する「農地」でないことの判断を求める。

1、別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 この件に関しましては、阿部均司委員に調査結果の報告をお願いいたします。</p>
10番委員	<p>10番阿部均司です。 この案件につきまして4月6日に事務局と一緒に現地調査をしてきました。 農地の場所としましては、山側斜面の中に一部農地が点在していまして、以前はそこを桑園として利用していた場所が1か所あります。 現在、写真で出ている場所は、〇地の畑でありまして、ここは以前、畑として利用していましたが、野生動物の被害が著しいということで、もう15年以上不耕作で、現況としても、ほぼ山林化しているという状態になります。 もう1か所のほうなんですけれども、それはその農地に行く進入路ですが、それがもう部分的に崩落しておりまして、人が歩けるぐらいの進入路しかありません。それで、周りの隣接地なんですけれども、ほぼ全部の場所が山林化しておりまして、何ら周辺地域に支障があるということがありませんので、ご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 現地の状況につきましては、ただいまご報告をいただいたとおりでございます。 現状は報告とおりですけれども、この件に関しましてご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。 （「なし」の声） 特にないようでしたら、現地につきましては農地に該当しないという判断をしてよろしゅうございますか。 （「異議なし」の声） そのように決定して、証明をそのようにしたいと思います。 続きまして、議案第26号農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>22ページをお開きください。 議案第26号農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準（下限面積）の設定についてです。 農地法第3条第2項第5号の規定による50aに代わるべき面積を適用する区域並びにその面積を次のとおり定めたいので決定を求めます。 次のページをお開きください。 別段面積の基準（下限面積）の設定についてです。 農業委員会では、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定します。 農業委員会は、毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することになっておりますが、最近において、農用地移転の相談も多くなっており、今年度の下限面積（別段の面積）の設定を以下のとおり提案いたします。 （1）農地法施行規則第17条第1項に基づくもの並びに（2）農地法施行規則第17条第2項に基づくものとなります。</p>

内容につきましては、昨年と同じ内容となっておりますので、御覧いただければというふうに思います。

なお、次のページには公示文書の案をつけさせていただいておりますので、あわせてご確認をお願いします。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 事務局から説明をいただきましたが、特段、前年と変わらない内容だということですが、質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

ないようでしたら、このように決定して告示することで決定させていただきます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのように決定させていただきます。

以上で議事が終了いたしました。

続きまして、協議・報告事項に移ります。

1つ目、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、事務局よりお願いします。

事務局 引き続きまして、25ページを御覧ください。

報告第1号です。農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上です。

議 長 以上の届出がございました。

続きまして、制限除外の農地等異動通知書につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 26ページを御覧ください。

報告事項になります。

農地法第5条第1項のただし書き規定による届出について報告いたします。

なお、本届出につきましては、令和元年9月10日の第9回の農業委員会で一度報告させていただいている内容でございます。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

公共工事ということでございますので、このとおり受理したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

このとおり受理させていただきます。

以上で協議・報告事項を終わります。

その他につきまして事務局より何かありましたらお願いいたします。

事務局 特にございませぬ。

議 長 では、それぞれ特にないようでございますので、以上で議事及び報告事項を
全て終了させていただきます。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時50分〕